社会福祉法人晴典会　役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第１条　この規程は、社会福祉法人晴典会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、定款第十五条に基づき置かれる理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

(3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第五条に基づき置かれる者をいう。

(5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。

(6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第３条　役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の理事　　報酬（賞与、退職慰労金を含む）

(2) 非常勤の役員　　報酬

(3) 評議員　　報酬

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている理事に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額の算定方法）

第４条　評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２　個々の評議員の報酬は、別表１に定める額とする。

３　この法人の全理事の報酬総額は、年間１，５００万円以内とする。

４　この法人の全監事の報酬総額は、年間３０万円以内とする。

５　この法人の常勤の理事の報酬等の額は、別表２に定める範囲内で、理事会において決定する。

６　非常勤の役員に対する報酬は、別表３に定める額とする。

７　計算金額に１円未満の端数が生じたときは、これを１円に切り上げる。

（費用弁償）

第５条　この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

２　常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は通勤費支給基準に準ずる。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与規程に基づき通勤手当が支給されている理事に対しては支給しない。

３　役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。ただし、この法人の職員を兼務する者に対しては、職員給与規定に基づき旅費が支払われている場合を除き、支給しない。

（支給の方法）

第６条　常勤の理事に対する報酬等及び費用（旅費を除く。）は、毎月３０日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

２　非常勤役員及び評議員の報酬等は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

（支給の形態）

第７条　報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

２　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（公表）

第８条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

（補則）

第 10 条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附　則

この規程は、令和６年１１月１７日から施行する。

別表１（評議員の報酬）

役職名	内容	報酬の額（日額）
評議員	会議等への出席	１０，０００円

別表２（常勤の理事の報酬）

常勤の理事の報酬総額（年額）を定めて、その限度額内で理事会において決定する。

別表３（非常勤の役員の報酬）

役職名	内容	報酬の額（日額）
理事	会議等への出席	１０，０００円
監事	会議等への出席 監事監査等への出席	１０，０００円